

基本方針

- 県が主導する「愛知県建築物地震対策推進協議会」及び「あいち建築地震災害軽減システム研究協議会」と連携して、耐震化及び減災化を促進するための環境整備を推進します。

人材育成

- 県が養成する「耐震化アドバイザー」「低コスト耐震工法を活用できる人材」を活用して、耐震改修の推進につなげます。

地震に強いまちづくり

- 耐震出前講座や相談会の実施、各区の自主防災組織が行う防災訓練やイベント等を通じて、防災・減災意識の啓発を図ります。



普及・啓発

- 町のホームページ、広報、パンフレット等により耐震化に関する補助事業、優遇税制、講習会開催等の情報提供を行います。

その他関連する施策

ブロック塀の安全対策

- ブロック塀の倒壊による死傷者の発生や道路閉塞等を防ぐため、ブロック塀の危険性について周知するとともに、ブロック塀撤去費の補助を行います。



計画達成に向けて

計画のフォローアップ

- 住宅に関しては、各年度の補助事業の実績等を基に、行政区ごとに耐震化の進捗の確認を行います。
- 計画全体の進捗状況の確認は、県及び公共施設管理者との連絡・協議体制を利用して年度ごとに行います。

計画の中間見直し

- 計画の中間年度である令和7年度に、住宅・土地統計調査の結果に基づき、計画の達成状況の確認とともに関連計画等との照査を行い、必要に応じて中間見直しを行います。

こうた建築減災プラン-2030-の全文は、幸田町ホームページでご覧ください。

幸田町建設部都市計画課 電話 0564-62-1111(代表)

<https://www.town.kota.lg.jp>

こうた建築減災プラン-2030- 概要版

令和3年3月

計画策定の背景

平成7年の阪神・淡路大震災では、約25万棟の家屋が全半壊し、6,434人の命が失われました。この地震で倒壊した建築物の多くは、昭和56年以前に建築された「旧耐震基準建築物」であったことが判明しています。現在も、南海トラフ巨大地震や首都圏直下型地震について発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものになると想定されています。

このような背景の下、国は建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、平成7年に施行された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」を平成25年11月に、同施行令を平成31年1月に改正施行しました。

これに伴い、愛知県も令和2年度末に「愛知県建築物耐震改修促進計画」を改定し、新たな耐震化の目標の設定や取組を追加しています。

このような動向を踏まえ、本町では、法及び県の計画との整合性を図り、更なる耐震化・減災化を促進することを目的として「こうた建築減災プラン-2030-（幸田町建築物耐震改修促進計画）」を策定しました。

計画の基本的事項

計画の対象区域と計画期間

- 計画の対象区域は幸田町全域とし、計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

対象建築物

- 本町の全ての建築物を対象とします。とりわけ、昭和56年5月31日以前に着工された以下の建築物について、耐震化促進のための施策を定めます。

■ 住宅

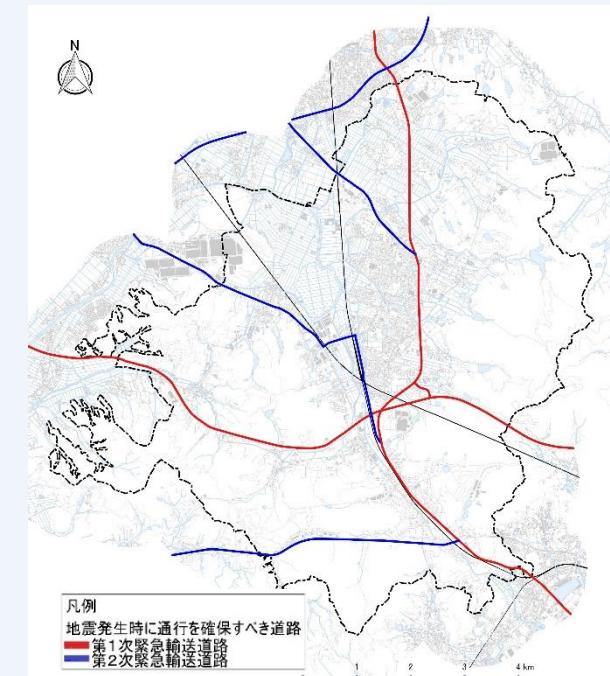
戸建て住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含む全ての住宅

■ 特定既存耐震不適格建築物

- 多数の者が利用する建築物
- 危険物の貯蔵・処理場の用途に供する建築物
- 地震発生時に通行を確保すべき道路に接する建築物

■ 耐震診断義務付け建築物

- 要緊急安全確認大規模建築物
- 要安全確認計画記載建築物
 - 防災上重要な建築物
 - 県計画で指定した道路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物



地震発生時に通行を確保すべき道路

想定される地震の規模・被害の状況

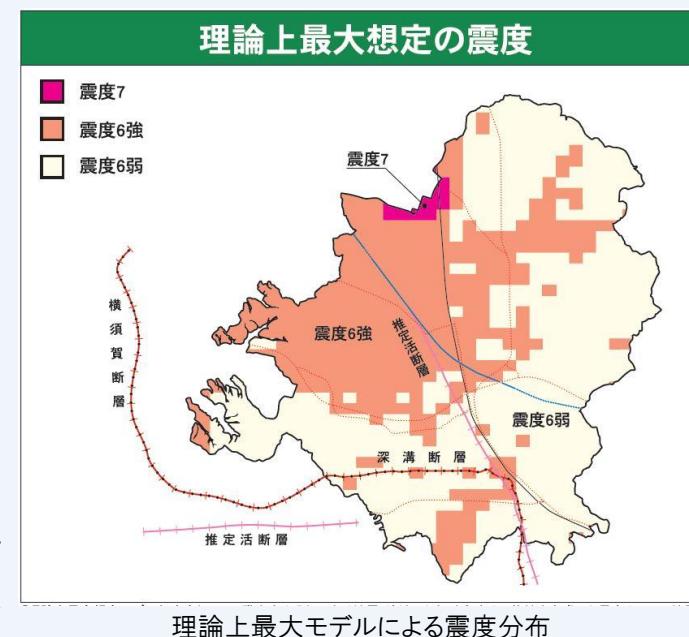
想定される地震規模

愛知県防災会議地震部会は、平成26年5月に、南海トラフで高い確率で発生する地震による被害予測調査結果を発表しました。

南海トラフで発生するおそれのある地震のうち、あらゆる可能性を考慮した「理論上最大モデル」による震度は、右図のとおり広い範囲にわたり震度6弱又は震度6強の強い揺れが想定され、一部の地域で震度7の非常に強い揺れが想定されるところもあります。

幸田町の被害予測

「理論上最大モデル」では、幸田町における建物被害は地震の揺れによる全壊棟数及び出火による建物焼失棟数を合わせて約1,100棟、死者数は60人程度と予測されています。



耐震化の現状と目標

- 計画対象建築物の分類別に、現状における耐震化率を調査した上、計画期間の中間年度である令和7年度及び最終年度の令和12年度における耐震化の目標を設定しました。

住宅の耐震化の現状と目標

- 住宅の耐震化の目標については、国及び県の方針を踏まえ、以下のように設定します。



特定既存耐震不適格建築物の現状と目標

- 特定既存耐震不適格建築物に関しては、令和7年度までに対象建築物を令和2年度の1/2、令和12年度までに令和2年度の1/4に削減することを目標とします。



耐震診断義務付け建築物の現状と目標

- 本町においては、既に耐震診断義務付け対象建築物は耐震化100%を達成しています。

耐震化及び減災化を図るための取組

住宅の耐震化

■ 耐震診断の促進

- 昭和56年5月31日以前に着工された木造旧耐震住宅の無料耐震診断を、引き続き実施します。
- 町の無料耐震診断を一度も受けていない住宅を対象とした、耐震診断の勧誘ローラー作戦を実施します。



■ 耐震改修の促進

- 町の無料耐震診断を行い、判定値が1.0未満であった木造住宅に対し、判定値1.0以上とする耐震改修工事費の補助を行います。
- バリアフリー化や住宅リフォームと合せた耐震改修を促進します。
- 「愛知建築地震災害軽減システム研究会」と連携して、低コスト耐震補強工法の普及を図ります。

■ 建替えの促進

- 新耐震住宅への建替えを促進するため、町の無料耐震診断の判定値が0.4以下であった耐震上危険な木造住宅の除却費の補助を行います。

建築物の耐震化

■ 耐震診断の促進

- 町内に存在している特定既存耐震不適格建築物の多くは耐震診断が実施されていないため、県と連携し、所有者に対し補助制度等の情報提供を行うなど、耐震化を促進します。

住宅の減災化

■ 住宅の減災化

- 工期や工事費の面で一度に耐震診断の判定値を1.0以上とすることが困難な場合、1段階目に0.7以上、2回目に1.0以上とする段階的耐震改修の促進を図り、判定値の低い住宅の全壊を防ぎます。
- 高齢者世帯等を住宅倒壊による被害から守るため、寝室等の個室補強を行う「耐震シェルター等」の整備費補助を行います。
- 地震時の死傷の原因や避難等の支障となる家具等の転倒防止対策について周知し、地域主体による家具の転倒防止の取組を推進していきます。



建築物の減災化

■ 窓ガラス・天井の落下防止対策

- 窓ガラスや吊り下げ天井等の落下による危険性を周知し、必要な改善の指導を行います。

■ エレベーターの安全対策

- 地震発生時にエレベーター等が異常停止した場合の対処方法について周知を図るほか、安全装置の設置を促進していきます。